

平成24年度 第1回 帯広市健康生活支援審議会

日時 平成24年8月29日(水) 19:00～  
場所 帯広市役所 10階 第6会議室

議事録

〈委嘱状交付〉

帯広市長より審議会委員、専門委員に委嘱状の交付

〈市長挨拶〉

(事務局)

開催に当たりまして、米沢市長より挨拶を申し上げます。

(米沢市長)

皆さん、こんばんは。本日は、大変お忙しいところ、夜分にもかかわらず、ご出席いただきまして、誠に有り難うございます。

また、皆様には、日頃より市政運営に対しまして、多大なるご理解と、ご支援ご協力を賜り、この場をお借りしまして、心から厚くお礼申し上げます。

ただいま、委員又は専門委員としての委嘱をさせていただきましたが、快くお引き受け頂きまして、誠にありがとうございます。

この健康生活支援審議会は、帯広市の保健・医療・福祉の総合的な調査・審議を行い、関係者や市民の意見を施策に反映させるための合議機関として、平成14年8月に設置させていただきました。

これまでに、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、こども未来プラン、けんこう帯広21などの計画を始め、数多くの市の重要な施策についてご審議をいただいていたところでございます。

その中心となります第六期帯広市総合計画は、平成22年4月にスタートし、早3年目を迎え、毎年、政策・施策評価による検証を行いながら、市民と行政が力をあわせて、個性と魅力あるまちづくりに取り組んできているところでございます。

特に社会福祉の分野は、少子高齢化や核家族化の進行、個人の生活様式の多様化などを背景として社会福祉に関するニーズはますます複雑化してきており、市民と関係福祉団体、行政との連携のほか、地域住民同士による見守りや支え合い、助け合いなど、より一層その重要性が増してきているところでございます。

行政といたしましても、社会環境や、人口構造の変化を踏まえ、計画・実行・評価・改善による、社会福祉施策の充実に取り組んでいかなければならないものと考えております。

皆様には、今後2年間にわたり市民生活を支える大変重要な分野であります帯広市の保健・医療・福祉について、総合的、専門的な観点から、ご審議していただくわけではありますが、本市の社会福祉の推進のために皆様のお力と知見をお借りしたいと存じますのでどうぞよろしくお願い申し上げます、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〈保健福祉部長、こども未来部長より職員紹介〉

## 1 開会

審議会委員 23名中 22名出席

配布資料一覧

資料1 平成23年度 第3回帯広市健康生活支援審議会議事録

資料2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

資料3 帯広市健康生活支援審議会専門委員名簿

資料4 保健福祉部・こども未来部管理職員名簿

資料5 帯広市健康市健康生活支援審議会の概要

資料6 帯広市地域福祉計画の概要

資料7 平成24年度 予算総括表

資料8 その他議題資料

地域主権改革一括法に伴う地域密着型サービス等の基準に関する条例案（素案）

（事務局）

それでは会議に入らせていただきますが、会長が選出されますまでは、保健福祉部長が進行役を務めさせていただきます。

## 2 会長選出

（保健福祉部長）

それでは恐縮でございますが、会長が選出されますまでの間、私が進行役を努めさせていただきます。

次第の2、会長の選出を議題といたします。会長の選出は、審議会条例第6条第2項により、委員の皆様の互選により定めるものとなっております。

また、副会長につきましては、同条例第6条第4項により会長が指名することになっております。

それでは、早速ですが、会長の選出方法をどのように行うか、お計りいたします。

（委員）

指名推選がよろしいと思います。

（保健福祉部長）

ただいま、指名推選のご提案がございましたが、会長の選出は、指名推選によるものとしてよろしいでしょうか。

【他意見なし】

（保健福祉部長）

それでは、指名推選をお願いいたします。

（委員）

会長には、これまで同様、帯広市医師会の堀委員を推選いたします。

(保健福祉部長)

ただいま、会長に堀委員の推選がございました。他に、ご推選はございませんか。

【 推 薦 な し 】

(保健福祉部長)

堀委員の会長推選がありましたので、堀委員を会長に互選することに、ご異議ありませんか。

【 異 議 な し 】

(保健福祉部長)

それでは会長は、堀委員に決定いたしました。早速ですが、会長には、正面の席にお着きいただき、一言ご挨拶をいただき、今後の議事の進行をお願いいたします。

(会長)

ただいま、互選により選任されました堀でございます。

前回から引き続き、会長という役につくこととなりましたが、委員の皆さんも前回から継続しておられる方が多いようですが、委員、専門委員あわせて46名という新たな体制のもと、この審議会を支えていきたいと思っております。

少子高齢社会が益々進行し、大変厳しい時代を向かえておりますけれども、保健・医療・福祉の各分野からの幅広い意見を期待し、意義ある審議会としていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

### 3 副会長選出

(会長)

それでは、次第の3副会長の選出を行ないます。

副会長は、会長の指名ということでありますので、私から指名させていただきます。副会長には、帯広市手をつなぐ育成会の会長さんである畑中委員を指名いたしたいと思っております。よろしいでしょうか

【 指 名 受 諾 】

(会長)

それでは、こちらの席にお着きになり、一言ご挨拶をお願いいたします。

(副会長)

ただいま、ご指名をお受けいたしました畑中でございます。

私も前回から引き続きであります。副会長という大役を努めさせていただくこととなりました。

審議委員というかたちをとおして、市の施策の推進に、少しでもお役に立てればと思っておりますので、皆様とともに、よろしくをお願いいたします。

#### 4 会議

##### (1) 平成23年度 第3回会議の議事録確認

(会長)

それでは、会議に入らせていただきます。

はじめに議題の(1)議事録の確認についてであります。前回の会議の議事録をご確認いただきたいと思っております。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

これに関しまして、何かご質問ご意見はございますか。

【質疑応答 特になし】承認

(会長)

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、そのように公開させていただきます。

##### (2) 委員・専門委員の帯広市健康生活支援審議会専門部会への指名

(会長)

続きまして、議題の(2)審議会の専門部会への所属についてを議題といたします。

審議会の専門部会に所属する委員及び専門委員は、施行規則第3条の2の規定により、会長が指名することなので、指名させていただきます。

〈所属名簿資料配布〉

(会長)

以上よろしく申し上げます。

##### (3) 健康生活支援審議会の概要について

(会長)

続きまして、議題の(3)健康生活支援審議会の概要について議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

新任の委員の方もいらっしゃいますので、ここで当審議会に付きまして、概要のご説明をしたいと思います。資料5をご覧ください。

健康生活支援審議会は、平成13年に策定しました帯広市健康生活支援システム基本計画に基づき、それまでの帯広市社会福祉審議会、帯広市地域医療協議会及び帯広市介護保険運営協議会を廃止、統合し、平成14年8月に設置をしました。この審議会は、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的、計画的に推進するための市長の附属機関となっています。

審議会の構成ですが、25人以内の委員で組織するとしており、今期の委員は23名となっています。

また、専門部会を設置しまして、地域医療、健康づくり、児童、障害、高齢者に関わる施策等について専門的に審議を行うため、審議会委員と専門委員で構成しています。

専門委員数についても、25人以内であります。今期は23名となっています。なお、委員、専

門委員の任期は2年となっています。

資料2ページ目には、昨年度の会議の開催概要を記載しております。

昨年度は、審議内容が多かったため、審議会や各部会の開催回数は、2回～6回となりました。

審議内容は、各分野の計画策定、平成22年度の決算や、24年度予算、計画の点検評価などとなっております。

この審議会で扱う保健福祉部やこども未来部に関わる計画は、6ページ目、審議会の規則第2条に定めていますとおり、帯広市地域福祉計画、けんこう帯広21、おびひろこども未来プラン、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画、帯広市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画、帯広市アイヌ施策推進計画があります。

これらの計画については、8ページの運営要領の第2条にあります。それぞれの計画を所掌する各部会において、毎年、それらの計画の点検評価を行っています。

また、これらの計画の策定や見直しにあたりましては、審議会に意見を聴くこととなっております。それぞれの部会に計画の策定や見直しに関する審議を委任しているところであり、

最後に、今年度の審議会の予定ですが、3ページ中段に記載しておりますが、今年度は、後、2回程度の開催を見込んでおり、開催月については、予定ではありますが、11月には決算の状況、2月には予算の説明等を主な議題といたしまして、開催したいと考えております。

このほか、各部会もそれぞれ議事に応じて開催されますので、部会におきましても、委員の皆様のご協力をお願いいたします。審議会の説明は、以上であります。

(会長)

ただいまの件につきまして、何かご質問などありますでしょうか。

#### 【 質 疑 応 答 特 に な し 】

(4) 帯広市地域福祉計画の概要について

(会長)

続きまして、議題の(4)「帯広市地域福祉計画の概要について」を議題といたします。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

地域福祉計画の概要につきまして、ご説明いたします。資料の6をご覧ください。

地域福祉計画は、社会福祉法の第4条及び第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「第六期帯広市総合計画」の分野計画として、保健・医療・福祉の理念や施策の方向などを示す計画です。

この計画は、介護保険事業計画や障害者計画のように義務として作らなければならないものではありませんが、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などの連携による地域の支え合いによって、市民が地域の中で、自立した生活を送ることができる社会の構築を目的として策定しています。

この計画では、計画期間について特に定めておりませんが、国の示している目安では5年となっていることから、この計画につきましても、5年ごとに見直しを行い、総合計画との整合性を図りながら、策定をしているところです。

本年度は計画の3年目にあたります。

また、策定方法としましては、地域住民の意見を反映しながら策定をすることとなっており、町内会長や関係団体を対象としたアンケート調査や市民に意見聴取を行うほか、当審議会のご意見を頂きながら取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上です。

(会長)

有難うございました。これに関して何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

【 質 疑 応 答 特 に な し 】

(5) 平成24年度 保健福祉部・こども未来部予算について

(会長)

次に、(5) 平成24年度の保健福祉部・こども未来部予算についてを議題といたします。  
それでは、事務局、説明願います。

(事務局)

それでは、平成24年度予算についてご説明いたします。お手許の資料7をご覧ください。

7-1が、平成24年度予算総括表でございます。

保健福祉部と、こども未来部に係ります一般会計と特別会計を記載しております。

保健福祉部6課の一般会計の平成24年度 当初予算総額は、民生費と衛生費を合わせまして15億2,710万8千円、次に特別会計の介護保険会計でございますが、平成24年度当初予算が109億2,066万7千円となっております。

保健福祉部にかかる補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

保健福祉部の6月補正予算総額は、3,408万6千円であり、当初予算と合わせまして153億509万4千円で平成23年度当初予算と比較いたしまして、3億546万9千円の減、率にしまして2.0%の減となっております。

一般会計に占める保健福祉部の予算の割合は、平成23年度19.4%、平成24年度19.5%と、ほぼ横這いに推移してございます。

次に、7-2及び3ページの6月補正の主な事業別内訳書をご覧ください。

保健福祉部関係予算、民生費についてであります。福祉基金への寄附をいただいたことによる増分として5万1千円を計上。

次に、衛生費についてであります。第20回日本ホスピス・在宅ケア研究大会 in とかちの開催費増分として100万円、ポリオ予防接種について9月より不活化ワクチンに切り替えることに伴い発生する医薬材料費・委託料等増分で3,303万5千円を計上。

以上が、保健福祉部に関わります6月補正予算の概要であります。

こども未来部の予算の概要については、担当の企画調整監からご説明申し上げます。

(事務局)

それでは、こども未来部平成24年度予算についてご説明いたします。

同じく、お手許の資料7-1「平成24年度予算総括表」をご覧ください。

こども未来部は、こども課、子育て支援課、青少年課、児童会館の4課からなっております。

その平成24年度予算総額は、「平成24年度予算総括表」の上から2枠目下段、平成24年度の6月補正後の予算総額は、当初予算額の民生費と衛生費合わせての87億700万1千円と、6月補正予算額、資料7-2に記載してありますこども未来基金への寄附の積立金5千円を合わせまして、87億700万6千円であります。

平成23年度当初予算額と比較いたしまして3億5,241万3千円の減、率にしまして3.9%の減となっております。

一般会計に占める、こども未来部の予算の割合は、平成24年度 11.1%、平成23年度 11.3%と、ほぼ同じ割合となっております。

以上がこども未来部に関わります、平成24年度予算の概要であります。

(会長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

【 質 疑 応 答 特 に な し 】

(6) その他

(会長)

事務局何かございましたら、お願いいたします。

(事務局)

資料の8、地域主権一括法等に伴う地域密着型サービス等の基準に関する条例(素案)についてご説明させていただきます。

資料は、A3版の2枚物と、少し厚めの資料がセットになっておりますが、A3版の資料が概要版になっておりますので、こちらの資料で説明させていただきます。

昨年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律」いわゆる「地域主権一括法」が公布され、介護保険法も改正されました。同時に公営住宅法、道路法、河川法なども改正されており、関連して、帯広市においては10件ほどの条例を作ることとなります。

この改正により、地域密着型サービスの事業の人員・設備等の基準に関する条例を帯広市においても定めることとなりましたが、全国の自治体が同様の作業を進めているところでございます。

帯広市においては条例を作るときには、「広く市民の意見を聞かなければならない」ということについて「まちづくり条例」で定められております。すでに複数の関係団体や、地域密着型サービス運営委員会などでの説明を行なわせていただいておりますが、本日皆様にご説明させていただきますのは、保健・医療・福祉等の関係者の皆様により組織されております本審議会の皆様にも、来月から予定しておりますパブリックコメントに先立ちまして、ご意見を頂きたく、ご説明させていただくものであります。

この地域密着型サービスには、認知症グループホームや定員が29人以下の特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護など11種類のサービスがあり、現在は国の基準に基づき帯広市が事業所の指定権限を持つものであります。今回の条例は、この国の基準を条例化するものであります。

項目の2番目の帯広市が条例を元となる国の基準が、介護保険の要介護認定者と要支援者分で介護サービス、予防サービスに別れていますことから、条例も2本作ることとなります。数量的な項目や設備基準等の詳細な項目については、規則への委任を考えています。

項目の3番目ですが、条例案作成の考え方としては、現在の基準で多くの施設が運営されていることや、平成26年度までの第5期介護保険事業計画が策定済みであることをふまえて、北海道が定める条例とも整合性を図り作成します。

項目の4番ですが、条文ごとに従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準が決められており、それらに従い作成することとなります。点線の枠内に項目が示されていますが、①従業員の員数②居室の床面積などは従うべき項目となっております。

また、項目の5番ですが、素案の作成にあたっては、本審議会をはじめ関係団体等の意見を伺い作成します。

今後のスケジュールとしては、9月10日 厚生委員会に報告、9月20日～10月19日 パブリックコメント、10月下旬～11月 審議会等、厚生委員会に結果報告、12月議会へ条例提案、平成25年4月1日施行の予定です。

具体的な条例の中身としては、裏面をご覧ください。

裏面の左側が要介護1以上の介護認定者が受けられるサービス、右側が要支援1・2の方が受けられる介護予防サービスに関する部分で、条例はこの2本を予定しております。

帯広市で条例化するにあたって、独自の基準を定める考え方について示しております。

従業者の員数や居室の床面積など主要な部分を「従うべき基準」で占めていることから、基本的には国の基準どおりの内容となるが、「非常災害対策」と「介護老人福祉施設の居室定員」の部分について帯広市独自の基準を設けることを考えています。

北海道においても広域型の介護老人福祉施設の基準を条例化しますが、その中で同様の独自基準について盛り込む考えでありますことから、帯広市においても整合性を図り調整する予定です。

非常災害対策については、東日本大震災で甚大な被害が発生したことを受け、社会福祉施設等における安全対策の充実という観点から、地震等の自然災害に対する非常災害対策の実施について盛り込む予定です。

介護老人福祉施設の居室定員については、国の基準では2人が上限となっていますが、利用者の多様なニーズに対応するため、上限を4人以下とすることを、北海道と同様に盛り込む予定です。右側は地域密着型サービスの介護予防サービスに関する基準で、同様に「非常災害対策」の考え方に関して記載しています。

次のページは、北海道で条例化を予定している介護保険法に関する部分と、独自基準の考え方について参考資料として添付しております。

別冊部分は、国の基準の原文を含む、詳細の資料です。パブリックコメントには、この別冊部分と同様のものをお示しすることを考えています。

手続き上、たくさんの資料が付いておりますが、独自の基準として盛り込むことを考えているのは、「非常災害対策」と「老人福祉施設の居室定員」の2点だけであり、いずれも北海道の基準に準じて調整することを考えております。

皆様からご意見をいただく機会といたしましては、本日を含め、10月19日のパブリックコメント終了までを想定しております。説明は以上でございます。

(会長)

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見がございましたらお受けいたします。

【 質 疑 応 答 特 に な し 】

(会長)

パブリックコメントの期間もまだございますので、ご質問やご意見がでた場合は直接ご確認をお願いいたします。

せっかくの機会でありますので、皆さん方で、委員の皆様から質問などがありましたら、お受けしたいと思っております。どなたか、いらっしゃいませんか。

【 質 疑 応 答 特 に な し 】

## 5 閉会

(会長)

それでは、次に専門部会も控えておりますので、本日の審議会は、これで閉会といたします。

皆様お疲れ様でした。